

■幼児教育・保育の無償化対象施設・事業

利用する施設（事業）		対象者の子ども	保育の必要性 （※1） の要否	無償化の 手続き	【令和8年9月まで】 保育料無償化の 上限額／月	【令和8年10月～】 保育料無償化の 上限額／月
・ 保育所 ・ 認定こども園（保育所部分） ・ 小規模保育施設		3～5 歳児	必要	不要	全額	全額
		市民税非課税世帯の 0～2 歳児				
・ 認定こども園 （幼稚園部分） ・ 新制度幼稚園	通常（教育）時間	満 3 歳（※2）～5 歳児	不要	不要	全額	全額
	預かり保育	3～5 歳児	必要	必要	11,300 円	12,300 円
		市民税非課税世帯の満 3 歳（※2）			16,300 円	17,700 円
私学助成幼稚園	通常（教育）時間	満 3 歳（※2）～5 歳児	不要	必要	25,700 円	28,000 円
	預かり保育	3～5 歳児	必要	必要	11,300 円（日額 450 円）	12,300 円（日額 490 円）
		市民税非課税世帯の満 3 歳（※2）			16,300 円（日額 450 円）	17,700 円（日額 490 円）
・ 認可外保育施設 ・ 一時預かり、病児保育 ・ ファミリー・サポート・センターなど		認定こども園などを利用していない 3～5 歳児	必要	必要	37,000 円	40,300 円
		認定こども園などを利用していない 市民税非課税世帯の 0～2 歳児			42,000 円	45,700 円
企業主導型保育施設（地域枠）		3～5 歳児 市民税非課税世帯の 0～2 歳児	必要	必要	標準的な保育料 （※3）	標準的な保育料 （※3）

※1 「保育の必要性」があるとは、保護者が就労をしているなど、市が定める「保育を必要とする事由（次ページ）」のいずれかに該当する場合をいいます。

「保育の必要性」がない子どもが、預かり保育、認可外保育施設などを利用した際の利用料は、全額保護者負担です。

※2 「満 3 歳」とは、3 歳になった日から最初の 3 月 31 日までの期間です。

※3 「標準的な保育料」とは、国の企業主導型保育事業費補助金実施要綱において、企業主導型保育事業における標準的な利用料として示している額です。

■保育を必要とする事由

保護者（夫婦の場合は両方）が、下記事由のいずれかに該当する場合に「保育の必要性」があるといえます。

保育を必要とする事由	対象者
就労（内職、自営業等含む）	月に 64 時間以上の労働を常態とする方
出産	出産前後※の方 ※出産予定日の前 6 週の日が属する月から、出産予定日の後 8 週の日が属する月の間で 3 ヶ月程度
疾病	病気・けがのため保育が困難な方
障がい	障がいのため保育が困難な方
介護・看護	親族の入院のための常時看護が必要な方、 同居の親族の常時介護が必要な方
求職活動	就職に向けて求職活動を行っている方
就学	就学※している方、就学が決まった方 ※職業訓練校・各種学校など就労につながる就学を含む
療育	児童のきょうだいが療育施設等に親子通園している方
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により児童の居住を失ったまたは破損した場合に、その復旧のため保育が困難な方
特例	上記以外の事由で、家庭での保育が困難であると市長が認める方